

市有林立木売払に係る一般競争入札募集要項

市有林立木売払の一般競争入札への参加申込みにあたっては、この募集要項及び入札心得書、別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、仕様書等を参考にした上でお申し込みください。

1. 入札に付する物件

物件所在地	国東市安岐町矢川字尾払 387-1 外 4 筆					
面 積	19.40 ha					
樹 種	材積 (m ³)	本数 (本)	林 齢	伐採区分	備考	
ス ギ	6,165.30	7,949	61	主伐		
ヒ ノ キ	4,386.17	6,916	61	主伐		

2. 入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者に限ります。

- (1) 宗教活動・政治活動を行う事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 61 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。（一般競争入札の参加者の資格）
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者。（職員の行為の制限）
- (4) 市町村税等（市町村税以外の使用料、その他債権を含む。以下同じ）を滞納している者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 22 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (6) 国東市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- (7) 国東市指名停止基準（平成 18 年告示第 6 号）に基づく、指名停止を受けている者。
- (8) 指名期日までに売買代金の支払いができない者。

3. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

国東市農林水産課林業水産係（国東市役所本庁 2 階）

(2) 日時

令和 8 年 10 月 19 日（月）から令和 8 年 11 月 9 日（月）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く。

4. 入札参加申込みの受付場所及び日時

(1) 受付場所

国東市役所農林水産課林業水産係（国東市役所本庁 2 階）

(2) 受付日時

令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 11 月 9 日（月）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く。

(3) 申込方法

入札の参加申込には、一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）と下記に掲げる書類を添付して提出してください。なお、使用印鑑は、印鑑登録のあるものを使用してください。

ア 市町村税等納税証明書又は完納証明書（直近 1 年間） 1 通

イ 住民票（法人にあたっては法人の登記事項証明書） 1 通

ウ 印鑑証明書 1 通

エ 誓約書（様式第 2 号） 1 通

(4) 留意事項

申込書を提出された方には、市有林立木売払一般競争入札申込受理票（様式第 3 号）を送付しますので、入札日に持参してください。

5. 現地説明会について

応募にあたり、現場説明を希望される場合は、現地説明会参加申込書（様式第 4 号）に必要事項を入力の上、国東市役所農林水産課林業水産係（国東市役所本庁 2 階）に直接提出するか又は電子メールにてご連絡ください。アドレスは要項の「13. 問い合わせ先」をご覧ください。

現地説明会は下記受付期限内に申込していただければ、調整の上随時ご案内いたします。ご案内時間は午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間で調整させていただきます。

現地説明会申込み締切日は令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時 00 分までとし、申込みがない場合、現地説明会は開催しません。

6. 質問及び回答

本業務の内容及び入札手続等のに関する質問については、様式第 5 号「市有林立木売払に係る質問・回答書」により行うこととします。

(1) 質問提出期限 令和 8 年 11 月 4 日（水） 午後 5 時 00 分まで

ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く。

(2) 質問提出方法 E-mail・又は持参・郵送による。

（E-mail 場合は電話にて到着の確認を行うこと。）

(3) 回答期間 令和 8 年 11 月 6 日（金） 午後 5 時 00 分まで

(4) 回答方法 国東市ホームページにてお知らせします。

7. 入札執行の場所及び日時

(1) 場所：国東市役所 本庁 2 階 201 会議室

(2) 日時：令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 1 時 30 分より入札を執行します。

なお、入札開始予定時刻の 10 分前までに受付してください。入札開始時刻に遅れた場合は、

入札には参加できません。受付開始予定時刻は午後 1 時 00 分です。

(3) 入札時の持参品等

- ア 市有林立木売払一般競争入札申込受理票（様式第 3 号）
- イ 印鑑（印鑑登録のあるもの）
- ウ 入札書（様式第 6 号）、入札書を入れる封筒
- エ 委任状（様式第 7 号）（代理人の場合のみ）
- オ 入札保証金納入済を証するもの
- カ 入札保証金還付請求書（様式第 8 号）

(4) 入札方法

次のア～コに従い、入札をしてください。

- ア 入札書（様式第 6 号）には、入札者の所在地、法人名及び代表者名を記入押印のうえ、入札を執行する職員の指示に従い入札してください。
- イ 入札書（様式第 6 号）の押印は、一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）に押印した印鑑を使用してください。ただし、代理人によって入札する場合は、委任状（様式第 7 号）に押印された代理人の使用印を入札書（様式第 6 号）に押印してください。
- ウ 入札書（様式第 6 号）は、封筒に入れ、かつ、封筒の表面に「入札書」という標題と商号又は名称を記入の上、封筒に割印を押印し提出すること。
- エ 郵送による入札は認めません。
- オ 提出した入札書（様式第 6 号）は、取替、修正又は取り消すことはできません。
- カ 入札は 2 回のみとし、落札者がいないときは再入札します。
- キ 入札書（様式第 6 号）への金額区の記入には、アラビア数字で記入し、金額の頭書には「円」を記入してください。
- ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ケ 入札金額は納入した入札保証金額の 20 倍以内とすること。
- コ 伐採に要する経費、搬出運搬及び地拵えに要する経費は全て入札者の負担とします。

(5) 落札者の決定

次のア～エに従い、落札者の決定をいたします。

- ア 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、国東市があらかじめ定めた予定価格以上の金額で、かつ、最高の金額をもって入札をした者を落札者とします。
- イ 落札者となるべき同金額の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該者に代えて当該入札に関係のない国東市職員にくじを引かせます。
- ウ 落札者が決定した場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいない場合はその

旨を、開札に立会った入札者に知らせます。

エ 落札者は、辞退すること、又はその権利を他人に譲渡することはできません。

8. 入札保証金

入札参加者は、入札日前日までに入札保証金を納入しなければなりません。

(1) 納入方法

本市において発行する納入通知書により納入してください。

(2) 納入金額

入札しようとする金額の 100 分の 5 以上の金額を納入してください。

※納入した金額の 20 倍以内しか入札金額を記入することができません。

(3) 納入時期及び場所

入札日前日までに本市が指定する金融機関にて納入してください。

(4) その他

ア 落札者以外の業者は、入札会終了後、入札保証金還付請求書（様式第 8 号）の提出により還付手続きを行います。なお、還付請求から還付までには 10 日程度要します。

イ 落札者が納入した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当することができます。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当するか売買契約締結後の落札者へ還付するまで、本市において預かります。

エ 落札者の入札保証金を還付する場合は、売買契約締結後、落札者からの還付請求により速やかに還付手続きを行います。なお、還付請求から還付までには 10 日程度要します。

オ 入札保証金は、利息を付しません。

9. 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

(1) 競争に参加し、及びこれに関係を有するものが、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

(2) 地形又は工作物の変動により、その目的を達成することができなくなったとき。

(3) 事業の廃止又は変更その他必要があると認められるとき。

10. 契約の締結

落札者は、入札日から 7 日以内に別に定める契約書により契約を行ってください。

落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に入札保証金充当依頼書（様式第 9 号）を提出することにより、契約保証金に充当できます。

落札者が契約の締結に応じない場合、当該落札はその効力を失い、落札者が納付していた入札保証金は、国東市に帰属することになります。

11. 売買代金の納付方法

売買代金（落札者が決定した入札書記載の金額）の支払方法は、次の (1) 又は (2) のいずれかを選

扱ってください。ただし、売買代金を納入期限内に支払わない時は、支払う日までの日数に応じ、年5%の割合で算出した金額の延滞料を支払わなければなりません。

(1) 契約締結時に売買代金全額を納入する方法

この場合、契約保証金は不要です。なお、落札者が提供していた入札保証金は、入札保証金充当依頼書を提出することにより、売買代金に充当できます。

(2) 契約締結時に契約保証金を納入し、後日売買代金の残額を納入する方法

ア 契約締結時に納入通知書により契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納入してください。その際、落札者が提供していた入札保証金は、入札保証金充当依頼書を提出することにより、契約保証金に充当できます。

イ 落札者は、納入通知書により、その発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金を納入してください。その際、落札者が提供していた契約保証金は、契約保証金納付換依頼書（様式第10号）を提出することにより、売買代金に充当できます。

ウ 売買代金を支払期限までに納入できなかった場合には、契約は無効となり、契約保証金は、国東市に帰属することとなり返還はできません。

エ 契約保証金は、利息は付しません。

オ 契約保証金を納入できない場合には、契約はできません。

12. その他事項

(1) 入札条件は別紙「一般競争入札心得書」参照。

(2) 提出された書類は原則返還しません。

(3) 提出書類の作成に要した費用、その他の入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。

13. 問い合わせ先

〒873-0503

国東市国東町鶴川149番地 国東市役所農林水産課林業水産係

電話 0978-72-5198

電子メールアドレス ringyosuisan@city.kunisaki.lg.jp